

2020年11月6日

各 位

イオ信用組合  
理事長 河 弘一

### 不祥事件の発生について

この度、当組合職員による不祥事件が発生いたしました。

信用を第一とし、高い倫理観が求められる金融機関として、このような事態を招いたことを厳粛に受け止め、役職員一同深く反省するとともに、日頃から当組合をご愛顧いただいておりますお客様、地域の皆様、ならびに組合員の皆様に、多大なるご心配とご迷惑をおかけしましたことを心からお詫び申し上げます。

### 記

#### 1. 不祥事件の概要

##### 【事件1】

発生店舗 : 四日市支店  
事故者 : 元次長 (40歳代 男性)  
事故の内容 : お客様の定期預金を着服  
発覚日 : 2019年12月24日  
発覚の経緯 : お客様から照会があった定期預金が解約済みであった為、調査した結果、本人が着服の事実を認め不祥行為が判明いたしました。  
発生期間 : 2015年12月24日～2019年12月24日  
事故金額 : 11,054,324円  
その他 : 着服金については、事故者側から全額弁済されております。

##### 【事件2】

発生店舗 : 春日井支店  
事故者 : 元渉外係長 (30歳代 男性)  
事故の内容 : お客様の定期預金、定期積金を着服  
発覚日 : 2020年6月3日  
発覚の経緯 : お客様から満期処理を依頼したが現金が届いていないとの連絡があり、調査した結果、本人が着服の事実を認め不祥行為が判明いたしました。  
発生期間 : 2018年7月3日～2020年6月3日  
事故金額 : 70,318,326円  
その他 : 着服金については、事故者側から全額弁済されております。

### 【事件 3】

発生店舗 : 福井支店、金沢支店  
事故者 : 元渉外主任（30歳代 男性）  
事故の内容 : お客様の定期預金、定期積金を着服  
発覚日 : 2020年7月27日  
発覚の経緯 : お客様から定期預金証書が届いていないとの連絡があり、調査した結果、本人が着服の事実を認め不祥行為が判明いたしました。  
発生期間 : 2015年4月17日～2020年7月27日  
事故金額 : 31,717,579円  
その他 : 着服金については、事故者側から全額弁済されております。

#### 2. お客様への対応

被害に合われたお客様に対しましては、個別にご説明とお詫びのうえ、所定の手続きを取り、被害額全額を補填させていただきました。

#### 3. 関係当局への届け出

事件発覚後、法令に基づき速やかに監督官庁に報告いたしました。  
また、所轄警察署へ通報いたしました。

#### 4. 人事処分

元職員は、2019年12月31日、2020年6月30日、2020年8月31日付けで懲戒解雇としました。

また、役員及び管理監督の責にあった職員につきましても、経営責任、管理監督責任を明確にするため、厳正な処分を実施いたしました。

#### 5. 今後の対応

当組合では、今回の事態を重く受け止め、法令順守の更なる徹底等、内部管理体制の一層の充実・強化を図り、不祥事件の再発防止と信頼回復に向けて役職員一同全力で取り組んでまいります。

以上

#### 【本件に関するお問い合わせ】

イオ信用組合 総務部お客様窓口  
電話番号 052-561-4321

受付時間 午前9時から午後5時まで  
(土・日祝日は除きます)